

三重県と愛知大学との就職支援に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と愛知大学（以下「乙」という。）とは、三重県の地域経済を支える人材の育成・確保に向け、相互に連携・協力することに合意し、次とおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力して、三重県内の企業による合同企業説明会など、学生の就職活動を支援することにより、三重県へのU・Iターン就職の促進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携・協力して実施する。

- (1) 学生や保護者に対する県内の企業情報、各種イベント等の周知に関すること。
- (2) 学内で行う合同企業説明会等の開催に関すること。
- (3) 学生のU・Iターン就職に係る情報提供及び実績把握に関すること。
- (4) 三重県内における学生のU・Iターン就職活動の支援に関すること。
- (5) 三重県内企業等における学生のインターンシップ受入の支援に関すること。
- (6) その他、学生のU・Iターン就職促進に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報を守秘し、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合はこの限りではない。なお、本条項に定める義務は、期間満了後も存続するものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までに甲乙いずれかから特段の意思表示がない場合、本協定は期間満了の翌日から起算して更に1か年更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に対して疑義が生じた事項については、甲と乙が誠意を持って協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年2月9日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県

三重県知事 鈴木 英敬

乙 愛知県豊橋市町畑町1-1
愛知大学

学長 川井 伸一